

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成30年10月19日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 尾崎 正和
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アティ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング 3号館3F TEL : 03-6231-1576 FAX : 03-6231-1577

台風等で被害を受けた場合の税額の減免等

今年には地震や台風により甚大な被害が発生しました。被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。自然災害により被害を受けた場合、確定申告等により税額の減免等が受けられる場合がありますので、簡単にご紹介させていただきます。詳細につきましては各担当者へお問い合わせくださいませ。

1 純損失の繰越し又は繰戻し

不動産所得の計算上損失(注1・2)が生じた場合、他の所得(給与所得等)と損益通算できます。損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額(「純損失」)は一定の要件を満たす場合、翌年以後3年間に繰越し、又は前年に繰り戻すことができます。純損失の繰越しをするためには、損失の生じた年に確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出することが必要です。また、純損失の繰戻しをするためには、まず前年分について青色申告書を提出していることが必要で、かつ、本年分も青色申告書を提出し、同時に「還付請求書」を提出する必要があります。

(注1) 損失のうち土地等の取得に係る借入金の利子の額に対応する部分の金額など特殊な損失を除く。

(注2) 白色申告の場合、繰越しにより差引くことができる損失は雑損失と純損失のうち「変動所得の損失」と「被災事業用資産の損失」に限られます。また、白色申告の場合、純損失の繰戻しはできません。

2 雑損控除

所得控除の一種で、自然災害により資産に損害を受けた場合や、これに関連してやむを得ない支出をした場合等に適用されます。雑損控除の対象となる資産は納税者本人及び本人と生計を一にする配偶者その他の親族(その年分の総所得金額等が38万円以下である者)の保有する生活に通常必要な資産(注3)に限られます。雑損控除の対象となる損害金額の範囲は、住宅や家財などについて受けた損失額(注4)と災害関連支出です。また、控除を受けるためには確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出に係る領収書等を添付又は提出する必要があります。(電子申告の場合は添付又は提出に代えてその記載内容を入力して送信でも可)

(注3) 生活に必要な動産でも1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董などは除かれます

(注4) 損失額は原則として被害を受ける直前の時価と直後の時価の差をいいますが、減価する資産である場合、直前の時価に代えて「資産の取得価額－減価償却累計額相当額」により計算することもできます。

災害関連支出の例

- ① 災害により損壊した住宅や家財などの取壊し費用、除去費用など
- ② 災害により住宅や家財などが損壊した場合で、災害のやんだ日の翌日から1年(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合は3年)以内に支払った土砂等の障害物の除去費用、住宅や家財などの原状回復費用(損失額を除く(注5))、住宅や家財などの損壊を防止するための費用など
- ③ 災害により住宅や家財などにつき現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合で、災害の拡大又は発生を防止するための緊急措置を講じるために支出した金額

(注5) 原状回復のための支出の部分とそれ以外の支出の部分とを区別することが困難な場合には、その30%に相当する額を原状回復のための額とし、残りを資本的支出の額とすることができます。

3 災害免除法による税金の減免

災害により住宅や家財に損害を受けた場合で、損害額(保険金などで補填される部分の金額を除く)が住宅や家財の価額の2分の1以上である場合、雑損控除に代えて災害免除法による減免を受けることが可能です。なお、災害免除法の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出することが必要です。

災害免除法による所得税の減免額

所得金額の合計額が500万円以下	所得税全額免除
所得金額の合計額が500万円を超え750万円以下	所得税50%軽減
所得金額の合計額が750万円を超え1,000万円以下	所得税25%軽減

4 まとめ

被害を受けた方はまずは市町村へ連絡のうえ罹災証明を取得してください。また、災害に関連して費用を支出した際は必ず領収書等を保管し、上記減免の適用が受けられるかどうか専門家へご確認ください。